



島根県報

平成20年7月22日(火)
号外第95号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

漁調委指示

延縄漁業の操業の制限

漁業調整委員会指示

島根県連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、島根県沖合海面における延縄漁業(ふぐ浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数5トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く。)について、次のとおり指示する。

平成20年7月22日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 屋田孝治

1 操業の承認

当該海面において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者が使用するもの
- 委員会が特に認めたもの

3 制限又は条件

この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

(1) 操業禁止区域

漁船規模	禁止区域
総トン数5トン以上10トン未満	最大高潮時海岸線から3,000メートル以内、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は共同漁業権が設定されている海面(県内に住所を有する者は共同漁業権が設定されている海面)。ただし、県内に住所を有する者が共同漁業権者の同意を得た場合にあつてはこの限りではない。
総トン数10トン以上	最大高潮時海岸線から3海里以内(隠岐郡の地先海面にあつては2海里以内)

(2) 漁具漁法の制限

隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内では、1月1日から7月31日まで、及び12月1日から12月31日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

(3) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、県外に住所を有する者は要領に定める標旗を表示しなければならない。

4 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書を、委員会に承認を受けた翌年6月30日までに提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年7月22日から平成23年5月31日までとする。